

非常用発電設備点検業務（大崎広域リサイクルセンター）仕様書

1 総 則

本仕様書は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する非常用発電設備点検業務（大崎広域リサイクルセンター）に関して、消防法第17条3の3、消防法施行規則第31条6の5、消防用設備等の点検基準に基づき非常用発電設備点検業務を実施するものである。

本仕様書は、非常用発電設備点検業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項でも、現場の状況に応じ、発注者が設備管理上必要と認めたことについては双方協議の上実施するものとする。

2 業 務 名 非常用発電設備点検業務（大崎広域リサイクルセンター）

3 履行場所 宮城県大崎市古川桜ノ目字新高谷地388番地1
大崎広域リサイクルセンター

4 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月16日まで

5 支払方法 業務完了後一括払い・・・業務完了後に請求するものとし、発注者は、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

6 業務内容

(1) 業務内訳

大崎広域リサイクルセンター内の非常用発電設備点検業務

対象機器：ディーゼル発電機 ヤンマー製 AP155D1

ア 交換作業及び試運転調整

(ア) エンジンオイル (CH10W-30)	30 L
(イ) エンジン冷却水 (LLC)	31 L
(ウ) バッテリー (REH40-12 12V 40Ah)	2 台
(エ) オイルフィルター (A)	2 個
(オ) オイルフィルター (B)	1 個
(カ) 燃料フィルター	1 個
(キ) ガasket (ドレンプラグA用)	1 個
(ク) ガasket (ドレンプラグB用)	1 個
(ケ) ガasket (ドレンプラグC用)	1 個
(コ) 油水分離器エレメント	1 個
(サ) 油水分離器ガasket (カバー用)	1 個
(シ) 油水分離器Oリング	10 個
(ス) 油水分離器シールワッシャー	10 個

(セ) 部品等交換作業後，試運転調整

イ 運転性能試験の実施。(負荷試験)

交換作業及び試運転調整後に行うものとする。模擬負荷装置又は実負荷等により，定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で30分以上連続運転を行い確認する。確認項目は以下の通りとする。

(ア) 運転中に漏油，異臭，不規則音，異常な振動，発熱等がなく，運転が正常であること。

(イ) 運転中の記録はすべて製造者の指定値範囲であること。

ウ 交換作業にて生じた廃油・廃材の処分及びそれに伴うマニフェスト発行。

(2) 作業時間

本業務は，発注者の就業時間内に行うものとする（発注者が認めた場合を除く）。

(3) その他

ア 本業務は，委託契約書及び仕様書に基づき調査職員と打合せのうえ作業すること。

イ 管理物破損等が見受けられた場合は速やかに調査職員へ報告すること。

7 業務実施要綱

(1) 本業務の実施日及び内容については，事前に発注者と協議するものとする。

(2) 本業務に必要な工具，機械器具及び消耗品等については，受注者の負担とする。

(3) 本業務完了後は，速やかに給付完了通知書等を提出する。なお，点検の結果，早急に処置を必要とする箇所が判明した時は，直ちに報告すると共に必要な措置を講ずるものとする。

(4) 本業務にあたっては，職員及び施設利用者に危険のないよう特段の注意をすること。

(5) 本業務において発生した廃材は，受注者の責任において適正に処分すること。

(6) 内容により関係官庁へ認可申請，報告，届出等の必要がある場合には，その手続きは，受注者の経費負担により代行する。

8 提出書類

契約締結時

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 着手届及び業務工程表 | 1部 |
| (2) 管理技術者等通知書（経歴書を添付すること） | 1部 |
| (3) 消費税に関する届出書 | 1部 |

業務完了後

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 給付完了通知書 | 1部 |
| (2) 点検報告書（法令に定める様式に従うこと） | 1部 |

点検報告書には以下の内容を明記する。

ア 点検項目に対する現状

イ 点検時の総合判定

ウ 交換・修繕の必要な部品及び箇所，並びに交換及び修理の時期

エ 点検時の写真（着手前，作業中，履行後）

オ 通常作業に必要な諸注意

カ その他

(3) その他指示する書類

1 部

9 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 発注者から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。